

世羅町持続化給付金

感染症拡大により前年同月対比で国の基準に届かない減少率（25%超50%未満）となっている事業所に助成金を給付します

助成額

上限 **20万円**

※昨年1年間の売上から減少分が上限

助成対象

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により1か月の売上が前年対比25%超50%未満減少している事業者
- 2 2019年以前から事業による収入を得ており今後も事業を継続する意思がある事業者
- 3 法人の場合は、資本金の額が10億円未満又は常時使用する従業員数が2千人未満

受付期間

令和3年1月15日まで

提出書類

- 1 交付申請書
- 2 確定申告書、収支決算書等営業が確認できる書類
- 3 対象とする月の収入がわかるもの
- 4 身分証明書、預金通帳の写し

申請先

世羅町商工会本所又は支所

お問い合わせは 世羅町商工会

申込書は「まるせら」
<http://marusera.com>
からダウンロード

☎ 22-0529（担当：立田・濱崎・河村）

【裏面も確認】